

国際日本文化研究センター学術奨励賞に基づく大学院生の受入れに関する申合せ

〔 令和5（2023）年5月11日 決 定 〕

1. 国際日本文化研究センターで受け入れる国際日本文化研究センター学術奨励賞を受賞した者については、人間文化研究機構外来研究員規程（平成16年規程第67号）第2条第8号に規定するもののうち、博士論文執筆のため来所できることとする。
2. 施設利用等については、外国人来訪研究員に準じて取扱うこととする。

附 則

この申合せは、令和5（2023）年5月11日から施行する。